

平成28年度 第1回長野県障がい者施策推進協議会

日 時 平成28年7月13日（水）

13：30～16：00

場 所 長野県庁本館棟 特別会議室

1 開 会

○山崎企画幹兼課長補佐 2名ほどお見えでない方がいらっしゃいますけれども、定刻が過ぎましたので、ただいまから平成28年度第1回長野県障がい者施策推進協議会を開会いたします。委員の皆様には大変お忙しいところ、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

私は、本協議会事務局であります県の障がい者支援課の山崎敏彦と申します。議事に入るまでの間、進行を務めさせていただきます。

それでは、開会に当たりまして、県の健康福祉部、山本部長からごあいさつを申し上げます。

2 あいさつ

○山本健康福祉部長 （手話を交え）皆さん、こんにちは。長野県健康福祉部長、名前は山本と申します。

今、手話でごあいさつさせていただきましたが、ご承知のとおり、手話言語条例を制定させていただいております。現在、普及啓発に努めているところであります。私も今、こうしてごあいさつさせていただいた内容等、いろいろやり方は会議によって違いますが、そうした様々な場面で、障がい者施策以外のところでもなるべくご紹介をしているところでございます。

本日、ご参加いただいている委員の皆様の中には、ろう者、また手話と直接関係ない方はいらっしゃいますけれども、やはりまずは障がい者施策のところでも取り組んでいくことが非常に重要だと思っておりますので、今後とも手話言語条例につきましてもご協力をいただければと考えております。

それでは、会議の内容に入らせていただければと思います。改めまして、会長を初め委員の皆様方、お足元の悪い中、またお忙しい中ご出席をいただきましてまことにありがとうございます。また、日ごろから障がい福祉に関する施策につきまして、ご理解とご協力をいただいていることにつきまして、この場を借りまして、厚く御礼申し上げます。

県の障がい者施策につきましてはご承知のとおり、しあわせ信州創造プランのもとに障がい者プランを策定して、取組を進めているところであります。これはご承知のところが多いかと思うんですけれども、この1年は本当に障がい者に関する取組は多く動いたところではなかったかなと思っております。

1つ目が福祉のまちづくり条例に基づく「信州パーキング・パーミット制度」の開始ということで、これも県内各地で取組が進んでおりますので、今後とも我々としても取組を進めていきたいと思っております。

また2つ目が、先ほどあいさつでも触れさせていただきました「手話言語条例」、こちらを制定させていただきました、また今後の展開についても本協議会に専門の部会を設けてさらなる推進に向けて取り組んでいきたいと考えております。

また本年の4月施行の「障害者差別解消法」に関しましても、この法律のもとに協議会の設置に向けて取組を進めておまして、障がい者施策を、より一層推進していきたいと考えております。

また、今、ご紹介させていただきました、この3つの取り組み以外にも、本日議題となっておりますような就労支援や発達障がい、また地域移行等、従来からある、また新しく出てきているさまざまな課題がこの障がい者福祉の分野にはあるというふうに考えております。本日はそうしたプランの昨年度の実施状況や本年度実施する事業等についてご説明を申し上げまして、今後の進め方等につきまして、また委員の皆様方から忌憚のないご意見をいただければと思っております。そうしたご意見を含めて、またこの取組を推進していきたいと考えている次第でございます。

いずれにしましても、こうした取組、現場の、また、専門の先生方からのご意見が非常に重要だと考えておりますので、今後ともご支援、ご指導のほどをいただければと考えております。本日はよろしく願いいたします。

○山崎企画幹兼課長補佐 まことに恐縮ですけれども、山本部長、所用によりここで退席させていただきます。

最初に資料の確認をさせていただきます。事前にお送りいたしました資料、本日お持ちいただいているかと思えます。会議次第、それから協議会資料一覧、それから資料1から資料13まで、それから参考資料の1及び2がございます。

申し訳ございませんが、資料の差しかえと追加がございます。差しかえにつきましては資料3について、本日お配りした資料3を見ていただくようお願いいたします。それから追加の資料につきましては、カラー刷りで障がい者雇用関係のチラシが3枚ほどございます。

以上が本日の資料となりますが、もし不足がございましたら挙手いただければ係員がお持ちいたしますが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

3 委員紹介

○山崎企画幹兼課長補佐 それでは最初に協議会の委員に交代がございましたので、ここでご紹介を申し上げます。

協議会資料一覧というものがございますが、その2ページ目です。協議会委員名簿がございます。15名の委員の名簿を申し上げますが、交代がございました委員は、表の1行目、長野大学社会福祉学部教授、伊藤英一委員でございます。本日都合によりご欠席となっておりますが、昨年度まで委員を務めていただいた、同じ長野大学の山口理恵子様から勤務先の変更に伴い委員の辞退の申し出がございましたので、その後任といたしまして伊藤委員をお願いを申し上げます。

それから表の6行目です。長野労働局の人事異動に伴いまして、昨年度までの綿貫委員の後任といたしまして、長野労働局職業対策課地方障害者雇用担当官の鈴木康弘委員でございます。ありがとうございます。

本日出席の委員は15名中、まだ1名お見えになっておりませので、今のところ10名いらっしゃいます。欠席の報告をいただいている委員は、伊藤委員、大堀委員、竹内委員、宮下委員でございます。東條委員は遅れてまいるかと思えます。

なお、協議会の幹事といたしまして、先ほどの資料の表の3ページ目ですが、庁内関係課の職員が出席しております。名簿のとおりでございます。

本日の会議時間でございますが、途中で休憩を挟みまして午後4時までの2時間半を予定しております。ご協力をお願いいたします。

それから、本日の会議は公開で行います。また後日、県のホームページにて議事録及び会議資料を公表いたしますので、あらかじめご了承をお願いいたします。

それでは、以後の議事進行を佐藤会長によりしくをお願いいたします。

4 会議事項

(1) 長野県障がい者施策推進協議会条例の一部改正について

○佐藤会長 皆さん、おはようございます。会長の佐藤ですが、しばらくの間、議事進行を務めさせていただきます。どうぞよろしくをお願いいたします。

早速ですが、レジュメに沿いまして会議に入らせていただきます。まず「長野県障がい者施策推進協議会条例の一部改正について」を議題といたします。説明をいただきますが、説明をするときに必ず、資料番号、あるいはページ等の説明をしてから本題に入ってくださいをお願い申し上げます。障がい者支援課から説明をお願いします。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 資料1の説明

○佐藤会長 ただいま説明がございました。会場からご質問、ご意見等ちょうだいしたいわけですが、毎回、お願いしておりますように、ご質問される方は挙手をいただき、私から指名いたしますので、そうしたらご発言を、所属団体等、名前をおっしゃってから発言をいただきたいと、このようにお願いします。よろしくをお願いします。

改めて、ただいまの説明に対してご質問等ございましたら、挙手をお願いします。

はい。ご質問等がないというようでございますので、2番目の会議事項に入らせていただきます。

(2) 障害者総合支援法等の一部改正について

○佐藤会長 障害者総合支援法の一部改正についてです。これも障がい者支援課からお願いします。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 資料2の説明

○佐藤会長 ただいま説明をいただきました。来年、再来年からの文言等、法律ということでございますが、多岐にわたって説明をいただきました。いずれにしてもご質問等を頂戴したいと思いますのですが、いかがでしょうか。

○原田委員 お世話になります。稲荷山医療福祉センター小児科の原田と申します。

障がい児のその支援について幾つかご説明いただいたんですけども、とてもコンセプトがいいものだなと思うんですが、実際に現場が追いつくかどうかというところがとても不安に思います。

例えば、居宅訪問により児童発達支援を提供するサービスの創設とあって、その支援内容として、これを見ますと、リハビリの指導というか、そのお子さんの発達を支援するためのそのご相談をしていくという形になるんだと思うんですけども、これを担う人材が今、足りないと思うんです。リハビリの療法士さんの中でも、それからリハビリ以外の指導員の方というのも、まずやはりリハビリの療法士さんが率先してこれをリードとして行っていく必要があると思います。そのリハビリの療法士さん、理学療法士さん、作業療法士さん、言語聴覚士さんに、または臨床心理士さんに当たっては小児に携わっている方がとても少なく、どこでも人材不足です。地域の療育センターにリハビリの方を常勤として置いたほうがいいんじゃないかというふうに、私、常々思っているんですけども、それも長野県下、地区それぞれで進んでいない状況が、7～8年前に私、調査したことがあるんですけども、そのアンケート調査でわかっています。

その中で、この居宅訪問をする人材をどうやって確保していくのか。通園事業でさえもリハビリの療法士さん、小児対象のリハビリ療法士さんが足りない、または病院にお

いても実は足りない中で、この居宅訪問の児童発達支援を行うという、その人材の確保の仕方と、それからリハビリを行うためには、これ重度のお子さんなので、やはりその主治医との連携というのが必要になってくると思います。その辺の連携をどのように行っていくのかという具体的な人材確保とそのやり方のシミュレーションを立てないと、ちょっと難しいのではないかなと思います。

そしてその前に、ちょっと先ほど触れましたが、療育施設内でのそのリハビリ療法士さんの充実というのも必要だと思います。まずその辺から考えていただいて、多分、私が想像するに、その発達支援センター、療育センターのほうから訪問という形になるんですよね、これを見ると。そうすると、やっぱり療育センターでの人材確保を、人材育成をしっかりとしていかなければいけないのではないかなと思います。以上です。

- 佐藤会長 原田委員さんから子どもの、チルドレントクターの立場から、人材確保についてのご質問、人材確保についての具体的な何か方策があるのかどうかと、こういうご質問でございましたが、これに対していかがでしょうか。ただいまの質問。

なかなか人材確保については非常にどの分野でも非常に難しい、今、大変な喫緊の課題であります。特に医療関係の人材がなければ、この計画が遂行できないということになりますけれども、県としての見解はどうでしょう、今の時点でのお考えでいいんですか。

- 川村課長補佐兼在宅支援係長 障がい者支援課の川村です。この法律の施行が平成30年4月からとなりますので、どのように具体的にになっていくかにつきましては、現在、国の方から知らされていない状況になっておりますので、国に早期情報の提供を求めまして、円滑に実施していきたいと考えているところでございます。

それと、今、言われました人材の確保につきましては大変問題だと思いますので、人材確保に向けて、できることにつきまして検討していきたいと考えております。以上です。

- 佐藤会長 まだ先のことなのでと、こういうことですが、もう30年というのはすぐ目の前なので、国との合議も必要だと思いますけれども、その辺、ちょっと適正な対応をお願いしたいなと思います。

その他にはいかがでしょう、小池委員さん。

- 小池委員 多機能型事業所エコーンファミリーの小池と申します。よろしく申し上げます。

概要の3番ですが、サービスの質の確保・向上に向けた環境整備ということで、30年までにこの環境を整えますということが説明でわかったんですけども、今現在はどうなのかというところをどれぐらい県は承知しているのか、というところでお聞きをしたいと思います。

6ページのところで、障害福祉サービス等の情報公表制度の創設ということでの説明の中の第1行目に「事業所数が大幅に増加する中」というところが、私が今ちょっと、

問題にしたいところなんです。

事業所という福祉サービスを提供する事業所は、総合支援法になってから誰でも申請ができるという、それ以前は社会福祉法人という枠の中であったんですが、誰でもできるということで、今回の工賃の実績報告などを見せていただくと、一般社団法人、NPO法人、株式会社等、社会福祉法人以外の事業所さんがとても多いのが目につきました。そこで大幅に増えることを良しとしているということはないのかなと。確かに障がい者が増えていますので、そういう福祉サービスを受けられる事業所が増えることは働く場、または通う場の確保ということではとても大事かと思うのですが、質という部分を考えてときに、申請書類が上がってきた、その書類をそのまま整っていればOKと、認可をするという、そこら辺のところは今現在どんなふうに行われているのかなと。

その審査基準というか、要は具体的に言いますと、今回のB型、継続B型の事業をされるという申請をされたら、必ず障がい者に工賃という形で支給をしなければいけないわけです。それが3,000円以上という目標を国が示しているにもかかわらず、今、長野県には7件の事業所が3,000円以下、その中で今回、報告義務があるにもかかわらず、ゼロという回答のままの事業所が2つあったという、ここを県はどんなふうにつまみ食い、その申請を認可していらっしゃるのかという、公表以前に長野県の福祉サービスの質というものについてどんなふうにお考えになられているのか。そこら辺も含めて、今後、この30年にはどんな形でこの、公表制度の、「例えば」のところでも、特に事業内容などという程度で今のそのB型等に関しては工賃義務が、支払い義務がある、そういうことについての項目というのではないわけなんですけれども、そこら辺のところを、ちょっと現状も踏まえて、30年に向けてのお答えをお聞かせいただきたいと思います。

○佐藤会長 はい、現場の事業所の視点、喫緊の、今わかる課題というか想いを、今話していただきました。事業所が大幅に増加する中ということで、単純に申請すれば、書類が整っていれば全て認可というか、認めていくのかどうかというような具体的な質問もございました。

30年の制度、スタートのときにそんなようなスタンスで、それは創設事業所への対応とかについてもどのようなお考えであるかというような中身だったと理解をしますが、それでよろしいですか。

では、その点について、県から、障がい者支援課からお答えを、今時点でのお考えを拝聴したいんですが、どなたが。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 施設支援係長の阿部と申します。お答えします。

まず事業所の指定に関しましては、委員さんご存じのとおり県の条例、もともとは国の省令に基づいて各県で定めたものですが、この条例に基づいて書類を申請いただき、書類の内容、人員の配置ですとか設備の関係、それから先ほどの工賃についても工賃の支払い計画、あるいは生産計画等に基づいて、それが条例の基準上適正なものについては基本的には指定ですので、いわゆる許認可とは違いまして、書類が外形上整っている

ものについては、原則として指定をせざるを得ないというところでございます。ただ指定に当たっては、事前に現地機関等で十分説明を行い、事業内容等も確認した上で県庁で指定しております。また指定に当たりましては、県の障害者プランで、圏域ごとの必要量というのを見込んでございます。その必要量をまだ満たしていないところで、かつ書類が整っていて内容的に問題がないというところにつきまして、指定をしているといった状況でございます。

ただ、先ほどさまざまな事業の内容を担保するためには、当然、書類だけではわからないことがございますので、指定した3カ月以内に、各事業所さんに現地の保健福祉事業所で実地指導を行いまして、実際に出した申請内容等と相違がないか、どのように事業を行っているかということ等をまず確認させていただいております。それから適宜、実地指導、あるいは集団指導という形で、事業の内容について、適切に行われているかということ等を審査しております。先ほど、工賃が幾つかの事業所で満たしていないところがあるというお話だったんですけれども、それにつきましても、当然、指導の際に工賃の改善ですとか、そういったことを求めてはおりますけれども、場合によってはなかなか、その工賃というものを支払っていない事業所があるようにも聞いておりますので、それにつきましては、今後も各事業所に対して適正な事業を行うよう指導をしたいと思っております。

また、先ほどのサービス情報公表制度ですけれども、現在、介護保険ですとか子どものサービス、あるいは各法人等の情報公表制度、これを参考に、国のほうで制度設計しております。障がいのある方がサービスを利用する際に選ぶ基準にさせていただきたいということで、どのようなサービスを提供しているのか、どのような人が運営しているのか、そういったことを県に報告いただき、形式は未定ですけれども、それを県でホームページ等で公表していき、実際に事業所を選ぶ際の参考にさせていただきたいといった趣旨で、現在、内容の精査を進めているところでございます。以上です。

- 佐藤会長 小池委員さん。
- 小池委員 一つ、ちょっと追加でお願いしたいんですが。事業の指定を受けると、確実に障がい者がいらっしゃれば給付費というものをいただけるわけですよね。それをいただいているにもかかわらず、今回の工賃の実績報告の中にゼロという報告をしている事業所が2件あるという、そのところはどのように捉えられていらっしゃるのでしょうか。いただくものはいただくけれども、障がい者には1円も払っていないという、それは虐待に通じるんじゃないかと私は思うんですけれども、そこはどのように掌握しているのでしょうか。
- 佐藤会長 就労移行B型のことですね。工賃が3,000円以下どころかゼロという施設が2つあると。ということは、それは県は承知の上で、何かデータが出たんですか。
- 小池委員 出て、先日公表されました。
- 佐藤会長 公表されて、その中にゼロという施設があったと。

- 小池委員 NPOのハートネットというところと、株式会社ひゅーまにあ（就労支援センターひゅーまにあ）という2つがゼロという数字が並んでおりました。
- 佐藤会長 制度的でいけば、賃金がゼロという形は考えられないんですけども、それにはやはり事情があると思うんですが、その辺は何か事情があるのか、では、課長。
- 岸田参事兼障がい者支援課長 2件、今、小池委員、ご指摘になったのは、今回、うちのほうで集計したものの中にありますので、その事業所の指定について、指定年度がいつで、B型の継続に関して、一応、どういう状況にあるかというのを、ちょっと今、私のほうで詳細を把握していないもので、また確認して、委員ご指摘の件はよくわかりますので、場合によっては事業所の方へ状況を確認するとか、そういう必要に応じた対応を試みたいと思います。以上です。
- 小池委員 よろしくお願いたします。
- 佐藤会長 それでは精査していただいて、報告をいただくということですね。
それではほかにはいかがでしょう。よろしいですか。
- 小池委員 いいですか、もう一つ、同じ人間が何回も言うてはいけないと思うんですけども。
すみません、自治体による調査事務とか審査事務の効率化というところなんですけれども。私たち現場におりますと、いろいろ調査書類というのが、直接、例えば厚生労働省ではなくて委託先のところから調査が、依頼が来るんですが、それを回答しても結果がどうだったのかという、公表というのがなかなか得られない現状があるんです。そんなことで、いろいろ事務処理等も大変だったり、調査依頼も出されるという、これからやっといこうというところも、よく事情はわかるんですけども、苦勞して回答したことに対してはやはり何らかの形でその委託先もきちんと精査して公表をするとか、回答したところにせめてこんな結果だったというような、そんな報告もきちんといただけるような形で委託をしていただくというような、そんなところもちょっとお考えになっていただけるとありがたいかなという、これは要望です。
- 佐藤会長 1点、小池委員さんから要望がありました。これはまた課内で詰めていただきたいと思いますが、お願いします。他にはいかがでしょうか。
なければ、ちょっと私の方から1点よろしいですか。今の資料の5ページの障がい児のサービス提供体制の計画的な構築という囲みがありますが、その中で、サービスの種類ごとの必要な量の見込みや提供体制の確保に係る目標等を策定としてありますけれども、このサービス、必要な量の見込み等、これ既に何か各市町村から出ているような気がしたんですが、改めて作成をするということですか、これ。
- 増尾課長補佐兼社会生活係長 障がい者支援課社会生活係長の増尾と申します。それでは私のほうから答えさせていただきます。着座にて失礼します。
会長さんがおっしゃるように、このサービスの必要な量の見込みというものは、第4期の障害福祉計画を策定するときに市町村等から出していただいて、それで4期の、平

成27年度からの計画に反映させるといったような状況ですが、この障害福祉計画は3年に1回策定しますので、おそらくここで言っているのは、次の30年からの計画についてのものではないかと考えます。

ですので、定期的に、3年ごとにこのような見込みの量の算出が必要になっていると、このように考えております。

○佐藤会長 ということは、その30年までの間に、またあるということなんですね、その策定をする、各市町村と同時に、その必要量を提出させるということですか、質問の意図がちょっとわからないですかね。

○増尾課長補佐兼社会生活係長 すみません、この障がい児のほうのサービスということですね。

そうですね、前回の障害福祉計画のときにも、実は国の指針から障がい児についてもある程度、含めていくようにということで計画していましたので、そこである程度の見込みというものは入ってきているかと思います。ですので、また引き続き、今度は障がい児の計画というものをしっかりつくるということになりますので、30年からはさらに明確にその見込みというのをやっていくのではないかと。

○佐藤会長 そういうこと、わかりました。ありがとうございます。

それでは次に事項に移らせていただきます。

(3) 長野県障害者プラン2012の平成27年度実施状況について

○佐藤会長 (3)の長野県障害者プラン2012のへ28年度実施状況についてでございます。また、障がい者支援課から、資料の説明をお願いします。

○増尾課長補佐兼社会生活係長 資料3の説明

○佐藤会長 説明をいただきました。また会場からご質問を頂戴したいと思いますが、質問等ございましたら挙手願います。塚田委員さん。

○塚田委員 長野県手をつなぐ育成会、塚田と申します。よろしくお願いします。

3ページにありますけれども、虐待件数、127件報告があつて、内訳等についてはその事実が認められたという速報値がありますが、この部分の詳しい内訳など、わかる範囲で結構ですが、教えていただけたらありがたいんですけども。

○佐藤会長 ただいま、もう少し具体的な数値等ですか。

○塚田委員 40件の虐待の事実は認められたけれども、ただ認めただけで終わっているのか、どういう処置をされたのかというところを伺いたいなど。

○佐藤会長 もうちょっと詳細な中身を教えてほしいということなんですが、では増尾係長。

○増尾課長補佐兼社会生活係長 それではお答えいたします。速報値の相談・通報件数の127件というものは、養護者によるもの、それから施設従事者によるもの、使用者虐待と、3つに分かれています。養護者による障害者虐待の通報件数が66件、それから障害者福祉施設従事者等による障害者虐待が35件、使用者虐待が26件ということで、合わせると127件になると思います。

そのうち虐待の事実が認められた件数が、養護者虐待が19件、それから施設従事者の虐待が11件、そして使用者虐待が10件といった状況になっております。以上です。

○佐藤会長 はい、具体的な数字を挙げていただきました。

○増尾課長補佐兼社会生活係長 それで、その、また具体的な対応ということでございますね。

これにつきましては、それぞれ市町村等からの養護者虐待等については、基本的にはこれはそれぞれの市町村が対応するんですが、県としても時々、その市町村等から対応の方法についてセンターに相談が寄せられるため、それについて助言、指導を実施しています。施設従事者による虐待については、これも一義的にはまずその施設がある市町村、それからその次に、実際にその被虐待者を支給決定している該当の市町村、この市町村が実際の事実確認の調査というものを行うこととなります。それで虐待かどうかというものをしっかり調査をした上で判断をしていくわけですが、それについて、なかなか難しいものがあれば県のほうに上げていただいて、県も含めて調査を実施して最終的に判断をしていくといった流れになっております。調査をして、虐待が認められた後はまずは被虐待者の安全を最優先にしながらできるだけ迅速に調査をして、その調査をした後は二度とこのようなことが起こることのないように、事業者等の指導をしっかりとやっていくと、そういう体制で臨んでおります。

それから、まずはそれ以前に虐待を未然に防止するということが必要ですので、特に福祉事業者・施設等に対する研修に力を入れまして、昨年度も県内5か所において研修を実施しております。500人以上の参加者を集めて実施しておりますので、また本年度もさらに多くの、まだ参加されていない事業者さんも参加していただくように工夫をしながらやっていきたいと、このように考えております。

○佐藤会長 よろしいですか。

○塚田委員 もう1点いいですか、申しわけありません。11ページなんですけど、発達障がい早期発見・早期支援ということで、乳幼児健診におけるM-CHATシステムの導入ということで、とてもいいことだと思うんですが、参加者の保健師さん60名というのは、これ地域バランスを教えてくださいたいんですけども。全県まんべんなく保健師さん、あるいは支援者が一応、研修会を受けているのかどうか。

○佐藤会長 この件に関しては、どなたでしょうか。

○小山課長補佐兼心の健康支援係長 保健・疾病対策課心の健康支援係長の小山と申します。

平成27年度は、研修会を1回開催し、60名参加していただきました。手元に資料を持ち合わせておりませんので、調べまして、ご連絡等をさせていただければと思います。よろしく願いいたします。

○塚田委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 他にはいかがでしょうか、原田委員さん。

○原田委員 この発達障がいの早期発見・早期支援というところで、1～2年前のこの会議のところで、発達障がいの早期発見・早期支援はとてもいいんだけど、その後続く療育センター、児童発達支援センターのバックアップが、今、とても難しい状態だということをお伝えしたかと思います。そのときに、私、この場ではその個々の児童発達支援センターや療育センターのその把握というのは県の仕事ではないのかなとは思いつつも、その辺の待機児童がいる状態であったりとか、児童発達支援センターの大変さであったりというところを、県の方がちょっと把握していただけたらいいかなと思って意見をしたという記憶があります。

今回、資料2を見ましても、児童発達支援センターに居宅に指導に行くとか、それから保育所訪問の拡大をすとか計画案が出ていますけれども、これもとても必要なことだと思いますが、さっきの意見と少しかぶりますが、今、その児童発達支援センターに待機児童もいて、早期発見されたお子さんへの指導もままならない状態で、こういう新しいことを児童発達支援センター、療育センターにお願いしていくには、やっぱりすごく予算であったりとか人材であったりとかが必要だと思うんです。

今回、この報告、2012年のその障害者プランで、ぜひやっぱり療育センター、児童発達支援センターのその地域の状況と、それからその通所している人数であったり、受けているサービス、それからそこにいる療法士の数、PT・OT、ST、臨床心理士の数、それから指導員、保育士さんたちの数、それからやるというサービス内容、そして待機児童ということも含めて把握していただけると、ものすごくその児童発達支援センター、療育センターのその力がわかってくると思うんです。それで、「では誰をそこに入れよう」とかが少し見えてくるのかなと思いますので、ぜひその辺のデータを出していただけたらいいのかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○佐藤会長 ただいまの発言は意見を求めるではなくて、答弁をいただきますか、それとも、原田委員さんの考えとしてまた課内で検討いただきたいという、どちらでしょう。

○原田委員 答弁をいただけたらありがたいです。

○佐藤会長 ということですが、先ほどその原田さんの質問の中で、「資料にもありますが」という発言がありましたけれども、どの資料のことでしょうか。

○原田委員 資料2の4ページの、上下2つの計画に対してです。児童発達支援センターの役割が、これから拡充していきそうだなというふうに思います。その中で、現状として、かなりもうアップアップの状態なんじゃないかと、私、診察室でお母さん方の話を聞いていて思っています。早期支援・早期発見と言いながらも、児童支援センターにつ

ながっていないお子さんがたくさんいます。

多分、児童発達支援センターの先生たちもどうにかしてあげたいと思っているんだと思うんですが、でも、マンパワーの問題であったり地域性の問題があったりして、つながっていないと思うんですね。確実に発達障がいのお子さんは、早期支援をすれば良い方向に行きます。ですので、その辺の現状というのを、発達障がい者数、通っているお子さん、待機児童、それからマンパワー、予算等も含めて把握する必要があるんじゃないかと思います。

○佐藤会長 専門分野のことも出てきましたが、いかがでしょうか。

○阿部課長補佐兼施設支援係長 施設支援係長の阿部です。児童発達支援センターにつきまして、県下に9カ所のみでございまして、長野市、松本市、上田市、飯田市にありますが、センターがない市町村というのが大多数です。ですので、先ほど待機児童というお話があったんですが、地域にセンターがないために通えない方、圏域を越えて通っていらっしゃる方がいるという話も聞いています。センターの定員が大体1カ所30名程度なんですが、定員枠を超えて登録者を受けて、日ごとにやりくりすることで、何とかその30の枠内で支援しているという話も聞いたことがございます。

先ほどのその配置状況につきましては、指定の段階でこちらの方も把握はできておりますけれども、では実際にどうしているのか、先ほど地域バランスはどうするんだという話につきましても、先ほどありました障害児福祉計画をつくるには当然、各市町村とも連携しながら、実際に児童発達支援センターで療育が必要なお子さんというのがどの程度いて、今後、さらに必要になったときのことも十分検討しながらでなければできません。児童発達支援センター自体がどうやってバックアップできるのか、また9カ所というのはどうやって増やしていけるのか、これにつきましてはまたこれからの課題かとは思っております。

おっしゃられたことにつきましても、今回の検討にあわせまして、県としましても状況の把握に努めたいと思います。

○佐藤会長 お答えを頂戴しましたが、またさらに課内でも検討いただける中身があるような気もいたしますが、よろしく願います。他に・・・綿貫委員さん。

○綿貫委員 アトリエCoCoの綿貫です。よろしく願います。

重点施策3の6ページ、7ページのところなんですけれども、福祉人材の確保・定着という課題は、本当に私たち現場で仕事する者にとっては切実な問題です。このごろ利用者の皆さん、日中活動、それからグループホーム等々ですけれども、ご利用になられる障がいのある方々の障がいが本当に多様化ですね、それとニーズの多様化で、そのバック背景の複雑化、活動上、支援の必要なご家庭が非常に増えてきている現実、あるいはその周辺の、社会も複雑化されている中で、お金とかが目当てでの障がい者支援者ぶっている悪い方々が周辺についてしまっている。特に発達障がい系の方々にはそんな課題、社会的課題も背負って、そして施設を利用される方々がいらっしゃる中で、大変、

複雑な現場環境が、今、私の身近にはちょっと渦巻いているかなという気がいたしております。

そんな中で相談支援体制の人を増やしていただいたりとかしながら、非常に積極的に長野県の場合は進めていただいておりますけれども、実際に施設の中での支援ですとか、グループホームの支援、世話人等、募集等をいたしましてもなかなか、その的確な人材がまずは確保されないという、確保はしたけれども、そういったさまざまな複雑な環境の中でなかなか定着できずに職場を去ってってしまうというような現実を抱えながら、非常に苦慮しているような状況がございます。

先ほど申し上げましたような社会的課題も背負ってきってしまうようなケースなんかにおきましては、正直、我々のところだけでは解決はできず、弁護士等に相談するとかというような、そういった状況も実際にはございます。我々事業者側も障がい者福祉に関してもっともっと広く、若者等へも働きがいとか、そういったものを伝えていかなければならないんですけれども、県としてもぜひにスキルのあるといいますか、人材の確保、それから続けて働くことができる環境づくりのところをご一緒にご指導をさせていただきたいというふうに思っております。以上です。

- 佐藤会長 現場での切実であるお話も頂戴をいたしましたが、これは状況というか、現場での綿貫委員さんのお考え、感じていることをお話いただいたということによろしいでしょうか。

それでは、そのような現場での課題等があるということを課内で認識をいただき、また検討できることがあれば、検討いただきたいと、こんなことをお願いをして、このご発言については取り計らっていただきたいと、こんなふうに思います。

他にはいかがでしょうか。田辺委員さん。

- 田辺委員 田辺ですが、7ページに、視覚障がい者の同行援護というのが出ていますが、この間、私、半日、視覚障がい者と外出して、同行で会議などに出ましたけれども、大変障がい者を障がい者が看るというのは大変苦勞だということがわかりまして、これぜひ同行援護というのを、手話通訳者と同じように気軽に申し込みができるところへ申し込みしたら、事業所と書いてありますけれども、これは事業所でなければいけないのでしょうか。

うちの方も、実は、この間、一緒に歩いた方は丸子の方なんですけれども、実は私たちの市でも役員の中に入っていて、この間までは盲導犬をいただいて、3年ほど盲導犬でやっていたんですけれども、急にワンちゃんが亡くなってしましまして、今度、障がい者の会議に出るときにも大変、地区の役員さんが一緒に連れに行くと、大変恐縮してしまつて、これ手話通訳者と同じようにないのかというのが、私たちの会でも出まして、自分も一緒に付き添ってみますと、目の全然見えない方は、慣れたところは大変スムーズに動いてくれますけれども、ちょっと外れますともう全然わからない。ブロックがあるところはまだいいんですけれども、ブロックが全然ないところは、一緒に

この間歩きましたけれども、全然わからないというようなものでした。

この同行援護というのはどういうふうに使ったらよろしいんですか。私たち老人の方にはどこかに、この事業所というのはどこに、事業所へ行かなければいけないのでしょうか、福祉課を通してやればできるのでしょうか。

○佐藤会長 はい、ではこの7ページの同行援護について、ご教授いただきたいということですが。これに関してはどうでしょうか。

○川村課長補佐兼在宅支援係長 在宅支援係の川村です。今、ご質問がありました、同行援護の利用をされたい場合の申し込み先ということですが、市町村の窓口の方にご相談していただき、障がいの程度にもよりますが、利用することはできます。

事業所ということではございませんので、よろしいでしょうか。

○田辺委員 では、まだ完全に地区でこういうふうに頼みますということにはできないんですか。

○岸田参事兼障がい者支援課長 同行援護ですと、総合支援法のサービスメニューになりますので、基本的には障がい認定があって、それで市町村のほうでそのサービスを支給決定すると、そういう手続きがありますので、それをとっていただいて、この同行援護のサービスが利用できるという仕組みにはなっています。

○田辺委員 そうですか、わかりました。同行して一緒にやってみます。

○佐藤会長 ありがとうございます。よろしいですか。それでは・・・ではもう1点だけ、綿貫委員さん。

○綿貫委員 すみません、9ページの福祉避難所に関してなんですけれども、先日も九州の災害時のときに、重症の方ですとか行動障がいの方とか、やはり避難がしづらくて、車の中で時を過ごすというようなお話が、その3.11のときにもあったんですが、やはり今回もそのようなことがマスコミでも報道されておりました。

先日、私どものところで福島県のある事業所の施設調査にお越しいただいた、ご講演をいただいたんですけれども、そこは通所施設でございましたが、やはりそこに通っていらっしゃる利用者さんたちを保護というか避難場所として開放したというようなお話もありまして、ただ、そこには避難のための食料品等は全く届かなかったというお話等もございました。

長野県においては、自閉症の方ですとか行動障がいの方々のその避難ということに関してはどのように対策を考えていただいているか、お聞きしたいです。

○佐藤会長 なるほど。この件に関しては、係はどちらでしょうか。

○飛沢企画調整係担当係長 健康福祉政策課の飛沢と申します。持ち合わせのデータ等、持っていない状況でございます。またこちらの方でしっかり確認させていただいてご報告をさせていただきたいと思っております。申し訳ございません。

○佐藤会長 ということですが。ちょうど時計で、会場の時計が15時になりました。13時半から2時間ほど過ぎましたので、ここで5分ほど休憩をとらせていただきたいと思います。

ますが、よろしいですか。

今日の会議は16時までということで、大分、会場も緩やかにとっていただいているようですので、この時計で、課長たちの後ろの時計で5分、15時5分に再開をしたいと思っておりますので、お願いをします。

(休憩後)

(4) 平成28年度の主な障がい者施策の概要について

- 佐藤会長 ……平成28年度の主な障がい者施策の概要についてでございます。関係する担当課から、一応、全て説明をいただいた後にご質問、ご意見等をいただきたいと思っておりますので、お願いをいたします。

それでは、資料4・5を冒頭に順次、それぞれ私のほうでご指名申し上げませんので、続けて説明のほど、お願いをいたします。なお、時間の都合もございます。簡潔に、もし短くなるようでしたら、短く簡潔に説明をお願いをして、最後の意見交換の時間を大事にしたいなど、こんなふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

- 増尾課長補佐兼社会生活係長 資料4・資料5の説明
 - 大日方課長補佐兼自立支援係長 資料6の説明・資料7の説明
 - 早川課長補佐兼雇用対策係長 資料8～資料10の説明
 - 小山課長補佐兼心の健康支援係長 資料11・資料12の説明
 - 田村企画幹兼課長補佐兼地域支援係長 資料13の説明
 - 川村課長補佐兼在宅支援係長 資料14の説明
 - 飯沼特別支援教育課指導主事 資料15の説明
- 佐藤会長 資料にあります説明は以上ですが、何か先ほど、福祉避難所のことで質問があったことに関してということで。
 - 飛沢企画調整係担当係長 よろしくお願ひいたします。健康福祉政策課の飛沢でございます。先ほど綿貫委員さんからいただきました、福祉避難所に関するご質問、ご意見について、でございます。

資料3の9ページにあるとおり、福祉避難所につきましては市町村が指定していくものでございます。また、あわせて災害時における避難行動要支援者名簿も作成しております。災害時においてどのような支援を必要とする者がいるかどうか把握した上で、災害時において、どの避難所にどのような方々が避難していただくかということを適切に支援していただく必要があるかなというふうに思っております。ただ、障がいのある方々につきましては、手帳を持つ人、また持たない人と多種多様な支援が必要となっておりま

りますので、熊本等のその災害の事例等いろいろ提供しつつ、日ごろの地域の連携、また障がいのある方々への理解を一層深めていただけるよう、県としましても問題意識を持ちながら市町村の方をお願いしていきたいと思います。以上でございます。

○綿貫委員 ありがとうございます。

○佐藤会長 それでは、説明いただきました中身に沿ってご質問をお受けしたいと思いますが。新保委員さん。

○新保委員 自閉症協会の新保です。よろしくお願ひします。資料7のところ、ちょっと資料の説明のことで、整合性についてお願ひしたいんですけども。

資料7の事業内容というところで図が描いてあります。その下の人員配置のところ、要するにセンターを構成している職種のところなんですけれども、ちょっと足りないのではないかなと思います。

例えば、4の職種でいくと相談員ということで、これは三障がい入っているということですね。その他のところでピアカウンセラー、居住サポートとか事務職員とあれば、何らかの、やっぱりそこにも少し記載があったほうがいいのではないかなというのがまず1点です。

そしてその隣にいきますと、県・国の多分種別でいくと、療育コーディネーター、就業支援ワーカー、生活支援ワーカーは、その上の図に記載があるんですけども、地域連携促進コーディネーターと発達障がいサポートマネージャーの記載がないんですよ。多分、バックアップ的なことだと思うので、サポートするという形の何らかの記載があってもいいのではないかなと思うんですけども、その2点のところ、どうでしょうか。整合性という意味では、記載していただければ助かるかなと思うんですが、お願ひいたします。

○佐藤会長 これの質問に関して、はい。

○大日方課長補佐兼自立支援係長 自立支援係の大日方です。そうですね、整合性という面では、うちの方とこちらの表の整合性がとれておりませんので、今度資料をつくる際にはこちらの方の、地域連携促進コーディネーター、または発達障がいサポート・マネージャーにつきましても、入れるような形で考えて、そのような形で記載をさせていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○佐藤会長 はい。お願ひします。その他いかがでしょう。高橋委員さんが先に手が挙がりましたので。

○高橋委員 高橋です。よろしくお願ひします。資料10の「障がい者と企業の出会いの場の創出事業」ですけれども、今、お配りいただいたものとは違う内容なんですけれども、就職を希望する障がい者へ、この説明会がいつあるのか、など、インターネットで検索をしてみたところ、企業側の方はあるんですが、こちらの方（障がい者向けチラシ）になかなかいきあたらなかったもので、お願ひですが、長野県の「障がい者雇用」で検索した際に、障がいのある方にもわかりやすいように、掲載していただきたいと思います。

また、問い合わせが電話でしかできないようになっていますが、なるべくEメールでもできるようにお願いします。

- 佐藤会長 事前に出された、これではなくて、今、お願いをされたいということですが、いかがでしょうか。早川係長。
- 早川課長補佐兼雇用対策係長 県のホームページに掲載する際、できるだけ障がい者の方とか、いろいろな方の目につくように工夫をするということでもよろしいですね。
- 高橋委員 そうですね。どうしても、下の方になってしまうので、お願いします。
- 早川課長補佐兼雇用対策係長 そうですね。この事業についてはできるだけいろいろな段階でホームページに掲載するようにしてしまっていて、ちょっとこのチラシについては最近できたところですので、掲載ができていないかどうか、今の時点で、私、確認できていないんですが、載せるようにすぐしたいと思います。ありがとうございます。

あと、このペーパーについてもお答えしていいでしょうか。資料10の障がい者と企業出合いの場創出事業についてですけれども、これは平成27年度にもやっていたんですけど、そのときと今年とで予算や実施回数が違うんですが、(1)の障がい者雇用普及啓発セミナーは、27年度は10回やりまして、219名の方に参加していただきました。ただ、今年度につきましては、4回実施の予定で、目標として80名を掲げてやっております。」

なお、「どのくらいの雇用に結びつくと予想されますか」というご質問ですが、これはセミナーだけではなくて合同就職説明会、あわせて全体で一応、25名が就職に直接結びつくというようなことを目標にやっております。

また、(2)の中で「ハローワークさんの合同説明会とは違うのか」ということについては、それぞれでやっておりますので、これは県独自でやっております。

あと、周知については、先ほどホームページのお話もいただきましたけれども、それ以外に障がい者就業・生活支援センターですとか、それぞれの就労移行施設とか、企業等、いろいろなところに業者の方から周知を、郵便を出したりとか、いろいろな形で今一生懸命周知をしていますので、それでできるだけ多くの方に知っていただければと思って取り組んでいますので、よろしくをお願いします。

- 佐藤会長 ありがとうございます。質問をもっとお受けしたいんですが、定刻になってしまいました。せつかく16時まで、長い時間、この会場を確保していただいたんですが、時間になりましたので、誠に申し訳ありませんが、各委員さん、質問につきましては、それぞれの資料を説明した課、特別支援課とか障がい者支援課等とかの方に個々に質問をしていただくといいということでお許しを頂戴したいと思います。

なお、意見交換につきましても時間となったものですから、できませんでした。次回のときにでもできればいいかなと、こんなふうに思いますが、なかなか時間がとれなくて失礼いたしました。

以上、16時になりましたので、私の方の進行につきましてはおしまいさせていただきます。事務局へお返ししますので、あとはよろしくをお願いします。

○山崎企画幹兼課長補佐 佐藤会長並びに委員の皆様には、長時間にわたりまして熱心にご審議をいただきまして大変ありがとうございました。説明等が多くて、十分に意見交換ができなかったこと、お詫び申し上げます。

閉会に当たりまして、障がい者支援課の岸田課長からごあいさつを申し上げます。

○岸田参事兼障がい者支援課長 初めに、皆さんにちょっとお礼を申し上げる前に、先ほど原田委員のほうから発達障がい、特にお子さんの関係についてちょっとご発言があったことについて、ご説明申し上げます。

児童発達支援センターにつきましては、ある程度、多くを担っていただいているということで、定員でいきますと、先ほど係長のほうから説明したように、福祉型で9か所、それで定員が221名になります。多分、先生の方では医療型ということで担っていただいておりますけれども、ここら辺の、私も詳細まで承知していませんが、やはり地域的で偏る部分もあったり、それからかなりここのご利用の希望が多いということは聞いております。

それで先ほどその辺の、待機している方もいらっしゃるのではないかと、そのような実態もできれば把握していただきたいということなんですが、係長と相談したんですが、どこまでの規模でそういう調査をやるか、例えば今の市町村に確認するのか、あるいはそういうセンターも含めた児童施設、通常の施設等に確認する方法もあると思いますので、検討させていただいて、場合によれば、また委員さんにもご相談させていただいてその辺できるかどうか、宿題にさせていただければというふうに思います。

それでは、皆さん本当に、事務局の説明が少し長かったかなという反省もございましたけれども、2時間半にわたりまして、大変、貴重なご意見をいただきました。今日、説明した事業について今年度、各課連携しながら一生懸命取り組んでまいりたいと思いますので、委員の皆様のご支援をひとつよろしく願いいたします。簡単でございますが、よろしく願いします。

○山崎企画幹兼課長補佐 それでは、先ほど会長からもございましたけれども、ご質問等ございましたら障がい者支援課の方へ、ペーパーでもメールでも結構ですでお伝えいただければ、私どもの方でまとめて委員の皆様にご質問とそのご回答を申し上げるよういたしますので、よろしく願いいたします。

5 閉 会

○山崎企画幹兼課長補佐 長時間にわたりまして、大変ありがとうございました。以上をもちまして本日の協議会を終了させていただきます。お疲れ様でございました。